

第三分野商品の保険金のお支払状況について

日新火災海上保険株式会社（社長：村島 雅人）は、保険金支払における信頼確保の観点から、第三分野商品における保険金のお支払い件数及びお支払対象とならなかった件数を公表しております。

2017年度下半期の保険金のお支払い件数、お支払対象とならなかった件数及び内訳は下記の通りとなっております。

記

◆保険金のお支払状況について

<2017（平成29）年度下半期>

（単位：件）

		医療保険 がん保険	その他 (注)	合計
お支払い件数		220	87	307
お支払対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0
	通知義務違反解除	0	0	0
	重大事由解除	0	0	0
	支払事由非該当	6	15	21
	免責事由該当	0	1	1
	合計	226	103	329

（注）その他とは、医療費用保険、所得補償保険、介護保険等のことをいいます。

◆半期毎の時系列推移表

年度	半期	お支払い件数	お支払対象とならなかった件数
2008（平成20）年度	下半期	373	22
2009（平成21）年度	上半期	420	24
	下半期	410	17
2010（平成22）年度	上半期	390	11
	下半期	379	17
2011（平成23）年度	上半期	328	17
	下半期	350	29
2012（平成24）年度	上半期	372	17
	下半期	328	8
2013（平成25）年度	上半期	293	18
	下半期	262	11
2014（平成26）年度	上半期	266	17
	下半期	262	16
2015（平成27）年度	上半期	279	9
	下半期	286	23
2016（平成28）年度	上半期	249	24
	下半期	269	32
2017（平成29）年度	上半期	272	32
	下半期	307	22

◆用語の解説

用 語	解 説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただけなかったことにより、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
重大事由解除	契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
免責事由該当	被保険者の故意など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。